

警察署優良運転者講習業務仕様書

島根県警察本部

(運転免許課)

警察署優良運転者講習業務仕様書

- 1 委託業務の名称
警察署優良運転者講習業務
- 2 委託業務の履行場所及び履行日
別表のとおり
- 3 委託業務の配置人員
 - (1) 各履行場所に1名配置すること。
 - (2) 運転免許窓口業務に従事する職員が兼務できるものとする。
- 4 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 委託業務実施方法
 - (1) 受託者は委託業務を別紙1「警察署優良運転者講習実施要領」（以下「実施要領」という。）により実施するものとする。
 - (2) 実施要領に定めのない事項については、委託者の指示を受けるものとする。
- 6 業務管理体制
 - (1) 管理責任者
受託者は、業務の管理、講習に従事する職員（以下「職員」という。）の指導監督にあたる管理責任者を1名置くものとする。
 - (2) 職員の解任等
 - ア 受託者は、職員が免許の取消し又はその効力の停止などの処分を受けたとき、その他職員として適当でないと思われる事情が生じたときは、その者を解任又は必要な期間その者の業務を停止するものとする。
 - イ アの措置をとったときは、すみやかに委託者に報告しなければならない。
- 7 施設等の使用
 - (1) 受託者は委託業務に必要と認めた施設、資機材その他の備品を無償で使用するものとする。
 - (2) 受託者は善良な使用者としての注意義務をもってこれらを適正に使用しなければならない。
- 8 教材等
 - (1) 講習で使用する教本等については委託者が提供するものとする。
 - (2) 受託者は提供を受けた教本等について適正に保管管理しなければならない。
- 9 個人情報の保護
 - (1) 委託業務における個人情報については、別紙2「個人情報取扱特記事項」を厳守すること。
 - (2) 受託者は、個人情報を適切に管理するため規程を整備し、規程内容及び委託職員への周知状況を島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告しなければならない。
- 10 職員の不在時等の取扱い

(1) 平田広域交番及び浦郷警察署

委託業務履行場所のうち、平田広域交番及び浦郷警察署については、職員の業務を要さない日を年間20日間とする。

(2) 上記以外の警察署

職員の休暇等による不在により、業務に支障を及ぼす場合は、受託者の代替職員を派遣して業務を履行すること。

11 管理責任者承認申請書等の提出

受託者は、受託後速やかに別紙3「管理責任者承認申請書」により管理責任者及び別紙4「従事職員承認申請書」により従事させる職員を、それぞれ公安委員会に提出し、承認を受けなければならない。

12 暴力団排除措置について

受託者は、島根県暴力団排除条例（島根県条例第49号）、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年6月30日島根県告示第454号）の内容及び趣旨を十分に理解し、業務を行うものとする。

別表（２関係）

警察署優良運転者講習業務の履行場所、履行日

	業務履行場所	業務履行日	備考
1	安来警察署	月～金曜日	
2	雲南警察署		
3	雲南警察署 三成広域交番	毎週火曜日	
4	雲南警察署 掛合広域交番	毎週木曜日	
5	出雲警察署	月～金曜日	
6	出雲警察署 平田広域交番	毎週火曜日	
7	出雲警察署 大社広域交番	毎週水曜日	
8	大田警察署	月～金曜日	
9	大田警察署 温泉津広域交番	毎週木曜日	
10	川本警察署	月～金曜日	
11	江津警察署	月・火・木・金曜日	
12	益田警察署	月～金曜日	
13	津和野警察署		
14	隠岐の島警察署		
15	浦郷警察署	月・木・金曜日	
16	知夫村役場	第3火曜日	国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、別途指示した日
17	隠岐開発総合センター	第3水曜日	

※ 業務履行日が、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の閉庁日となる場合は業務を要しない(知夫役場及び隠岐総合開発センターを除く)

別紙1（5関係）

警察署優良運転者講習実施要領

1 趣旨

この要領は、道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する免許証の更新を受けようとする者に対する公安委員会が行う講習で、警察署及び広域交番（以下「警察署等」という。）を会場として行う道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の2に定める優良運転者（以下「優良運転者」という。）に対する講習（以下「優良運転者講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 講習の対象者

優良運転者講習の対象者は、優良運転者で警察署等の更新窓口で運転免許の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者で運転免許試験の一部免除を受けようとする者とする。ただし、道路交通法施行令第37条の6に規定する講習を受ける必要のない者を除く。

3 職員の資格要件

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 普通自動車を運転できる免許（仮免許を除く。）を現に受けていること。
- (3) 優良運転者講習業務を実施するための基本的な適格性を有すると認められる者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導（道路交通法（以下「法」という。）第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

イ 法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ウ 自動車の運転に関し、刑法第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

4 職員の承認

職員は講習に従事するまでに、「優良運転者講習指導員教養の科目及び時間の基準」（別表第1）に定める教養を受け、講習指導員承認申請書（様式第1号）により講習指導員としての島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の承認を受けるものとする。

5 講習実施要領

(1) 実施時間及び実施場所

優良運転者講習の講習時間は30分とし、実施場所は、警察署等の施設とする。

(2) 方式等

優良運転者講習は、定時集合方式（おおむね午前4回、午後4回）により実施する

ものとする。

(3) 実施基準

優良運転者講習は、「優良運転者講習の講習科目、時間割に関する細目」（別表第2）に基づいて行うものとする。

(4) 実施方法

優良運転者講習は、交通事故の実態に即して重点を選定するとともに、教本及びビデオ等の視聴覚教材を効果的に活用して効果の上がるように行うものとする。

6 事務手続

(1) 申請書の受理

優良運転者講習の受講申請は、更新時講習受講申請書（道路交通法施行規則第29条別記様式第18号）により受理するものとする。ただし、特定失効者及び特定取消処分者の場合は、更新時講習受講申請書（様式第2号）による。

(2) 講習受講済証の交付

優良運転者講習受講済証の交付は、原則として更新後の新しい免許証の交付をもって代えることとする。ただし、特定失効者及び特定取消処分者については更新時講習受講済証（様式第3号）を交付する。

(3) 報告

講習を実施した場合は、当月実施分を翌月20日までに（3月分は3月31日までに）、運転免許窓口業務処理要領に定める「運転免許窓口等業務委託取扱状況報告書」（別記様式）により公安委員会に報告するものとする。

別表第1 (4関係)

優良講習指導員新任教養の科目及び時間の基準

区分	教養科目	教養細目	教 養 内 容	教養時間
一般教養	1 受講者の接遇要領	(1) 指導員のマナー (2) 話し方	言語、態度、服装等指導員としての基本的マナーと応接テクニック及び話法技術を説明し、身につけさせる。	15分
	2 講習事務の概要	(1) 規程の説明 (2) 事務処理要領の説明	講習に関する根拠規定を説明し、講習業務を理解させる。 実施要領を説明し、講習事務の流れを理解させる。	15分
基礎教養	1 交通情勢	(1) 交通事故の現状と特徴 (2) 交通事故防止対策	最近の交通事故の傾向と特徴及び子供、高齢者、初心運転者及び二輪車の交通事故防止対策についての要点を説明し、理解させる。	30分
	2 交通関係法令	(1) 道路交通法等 (2) 損害賠償と保険制度	講習業務に必要な交通関係法令の知識をはじめ運転免許と点数制度及び損害賠償と保険制度の仕組みについて説明し理解させる。	15分
	3 教本	(1) 優良講習用教本 (2) 地方版テキスト	交通の方法に関する教則の内容及び最近の道路交通法改正事項等について理解させる。 最近の安全装備の内容及、使用方法などについて理解させるとともに、その他の安全知識等について理解を深めさせる。 県内における道路交通の現状と交通事故の実態、車が故障した場合の連絡先等のほか、各種免許関係手続等について理解させる。	30分
実務教養	4 講習教案等の作成	カリキュラムと講習資料の収集	カリキュラムに準拠した教案の作成及び講習資料の収集とその活用方法について説明し、実際に教案を作成させ、その要領を身につけさせる。	60分
	5 運転適性検査技法	運転適性診断	適性診断の目的、活用方法などについて説明し、自らの診断をさせて結果を体得させる。 (個別安全指導要領等の習得を含む。)	60分
その他	6 質疑応答等	意見交換等	終了時に質疑・応答形式で意見交換や問題点を確認し、追指導等により教養結果の確認を行う。	15分
合計				240分

別表第2（5関係）

優良運転者講習の講習科目、時間割に関する細目

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	<p>開講</p> <p>(1)講師の自己紹介</p> <p>(2)受講者の確認</p> <p>(3)講習概要及び日程説明</p> <p>(4)受講者の心得の説明</p>			
1 道路交通の現状と交通事故の実態	<p>(1)地域における車社会の実態</p> <p>(2)交通事故の特徴</p>	講義	<p>○島根県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為について重点的に説明する。</p> <p>○地域における事故多発路線、時間帯、事故類型原因などについて、事故事例と併せて説明する。</p>	10分
2 運転者の心構えと義務	<p>(1)無事故無違反の奨励</p> <p>(2)運転者の義務等</p>	視聴覚教材等	<p>○今後における無事故無違反、安全運転を奨励する。</p> <p>○シートベルト、ヘルメットの着用義務と効果について説明する。</p> <p>○交通事故を起こしたときの警察官に対する報告、事故の再発防止の義務及び救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。</p>	10分
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
講習時間合計				30分

様式第1号（4関係）

年 月 日

島根県公安委員会 殿

受 託 者

講習指導員承認申請書

下記の者を講習に従事させたいので、承認されるよう申請します。

氏 名 生年月日（歳）	
住 所	
運転免許の種別 取得年月日	
経 歴 の 概 要 （履歴書添付）	
従 事 場 所	

更新時講習受講申請書

令和 年 月 日

島根県公安委員会 殿

住所	
氏名 生年月日	大・昭・平 年 月 日生
講習区分	<input type="checkbox"/> 優良運転者 <input type="checkbox"/> 一般運転者 <input type="checkbox"/> 違反運転者 <input type="checkbox"/> 初回更新者
手数料	島根県収入証紙を貼り付けてください。

様式第3号 (6関係)

更 新 時 講 習 受 講 済 証

令和 年 月 日

住 所	
氏 名 生年月日	大・昭・平 年 月 日生
講習区分	<input type="checkbox"/> 優良運転者 <input type="checkbox"/> 一般運転者 <input type="checkbox"/> 違反運転者 <input type="checkbox"/> 初回更新者
<p>あなたは、島根県公安委員会の更新時講習を受講されたことを 証します。</p> <p>(確認者 印)</p>	

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 丙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。また特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を含む。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 丙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第3 丙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 丙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 丙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

（責任体制の整備）

第6 丙は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7 丙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 丙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 丙は、甲及び乙に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（再委託）

第8 丙は、甲及び乙が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行き、第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 丙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を甲及び乙に申請し、その承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託を行う業務の内容

- (4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
- (5) 再委託の相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容
- (6) 再委託の相手方の監督方法

3 再委託を行う場合、丙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

4 丙は、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、甲及び乙の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

(業務従事者への周知)

第9 丙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10 丙は、この契約による業務を処理するため甲及び乙から引き渡された個人情報記録された資料等を甲及び乙の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還、消去及び廃棄)

第11 丙はこの契約による業務を処理するために、甲及び乙から提供を受けた個人情報又は丙自らが取得した個人情報記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときは、甲及び乙の指定した方法により直ちに甲及び乙に返還、消去又は廃棄するものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

第12 丙は、甲及び乙から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第13 甲及び乙は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、丙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。丙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の目的を達するため、丙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 第1項及び第2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

(漏えい等事案が発生した場合の対応)

第14 丙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲及び乙に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲及び乙の指示に従わなければならない。

2 丙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲及び乙その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。

3 甲及び乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15 甲及び乙は、丙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 丙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲及び乙に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16 丙の故意又は過失を問わず、丙が本特記事項の内容及び法令に違反し、又は怠ったことにより、甲及び乙に対する損害を発生させた場合は、丙は、甲及び乙に対して、その損害を賠償しなければならない。

別紙3 (11関係)

令和 年 月 日

島根県公安委員会 殿

所在地
名称
代表者氏名

管理責任者承認申請書

下記の者について、管理責任者として承認されるよう申請します。

記

役職等	氏名	生年月日	住所	備考

